

条件付一般競争入札（単独）参加資格要件【補償コンサルタント】

1 対象案件

予定価格	50万円超	単独
------	-------	----

※50万円超500万円未満は指名競争入札における不調不落案件

2 資格要件

本店所在地	宮崎市内に本店を有すること。
名簿登載	入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の補償コンサルタントにおける発注案件の当該部門に登録があること。
登録	補償コンサルタント登録規程第2条の規定による当該部門の登録を有すること。
手持制限	本業務委託の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した補償コンサルタントの業務委託で完了していない業務委託の件数が、1件以内であること。
実績要件	当該部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）の登録があり、当該年度を含む1か年度において、本市が発注した当該部門（営業補償有、営業補償無）の業務委託で、発注案件の予定価格を超える発注業務を元請で履行、完了した実績があること。

3 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者については、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

⑤ 本業務委託の告示日から入札参加資格の確認日までの間で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。

⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。